

財政健全化判断比率の公表

令和 2 年度決算に基づく財政健全化の指標を公表します。この指標は平成 20 年 4 月から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、現在の礼文町の財政状況を町民のみなさんにお知らせするものです。

健全化判断比率

● 実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

一般会計における赤字の程度を指標化し、財政運営が深刻かどうかを判断するものです。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

● 連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

実質赤字比率を、介護保険事業などの特別会計や水道事業などの公営企業会計を含めた全会計に適用したものです。20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。

● 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

一般会計等が負担する元利償還金（借金返済額）を合算して指標化したものです。
この比率が 18%を超えると地方債を発行する際に国の許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が制限され、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

● 将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

地方債の残高をはじめ、一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。350%以上で財政健全化団体となります。

資金不足比率

● 資金不足比率（しきんふそくひりつ）

水道事業や下水道事業など公営企業会計の資金不足を料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

《健全化判断比率》 ※ 比率が低いほど財政が健全であることを示しています。

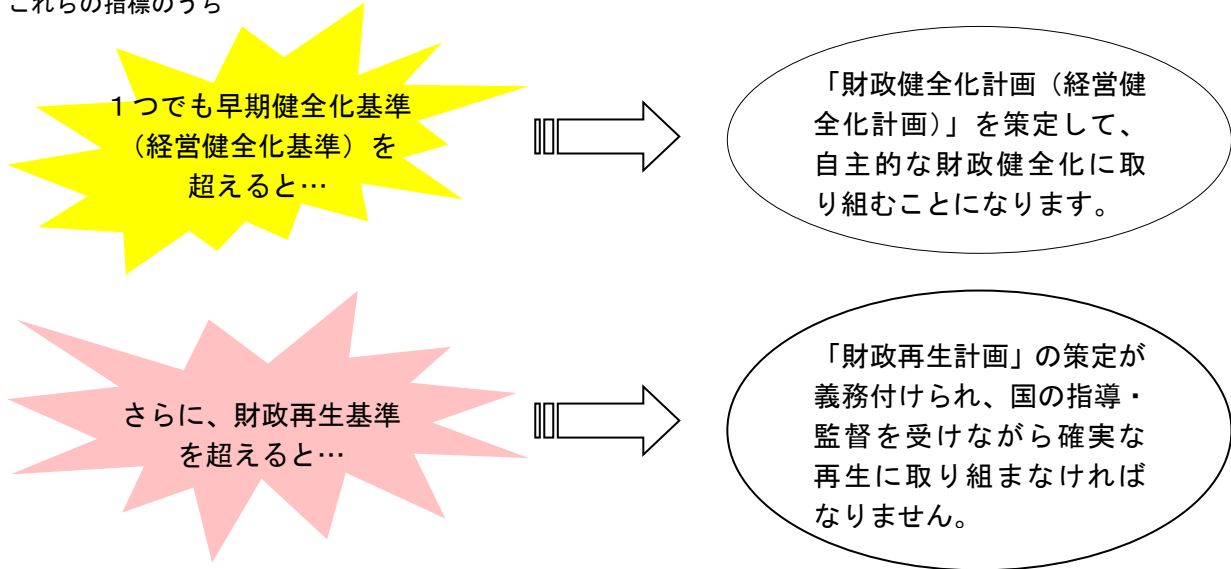
指 標	内 容	H31 決算	R2 決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計の赤字の割合	—	—	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	全会計（一般会計、特別会計及び企業会計）の赤字の割合	—	—	20.00 %	30.00 %
実質公債費比率	年間の借金返済額の割合	12.7 %	12.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	将来負担が見込まれる債務の割合	—	—	350.0 %	

※ 赤字でないもの及び数値が算出されないものは、「—（該当なし）」で表示

《資金不足比率》 ※ 比率が低いほど経営状況が健全であることを示しています。

内 容	会 計 名	H31 決算	R2 決算	経営健全化基準
公営企業会計（または公営事業に準じる会計）に分類される会計ごとの赤字（資金不足）の割合	簡易水道事業特別会計	資金不足なし	資金不足なし	20.0 %
	下水道事業特別会計	資金不足なし	資金不足なし	
	港湾整備事業特別会計	資金不足なし	資金不足なし	
	温泉事業特別会計	資金不足なし	資金不足なし	

これらの指標のうち



礼文町では上記のとおりいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状況を維持しています。

しかし、今後、国やまちの財政状況はますます厳しさを増すものと予想されることから、引き続き財政規律を保ちながら健全な財政運営に取り組んでいきます。

[担当部署] 総務課財政係 TEL 0163-86-1001